

「知的財産の侵害」ってどういうこと？

～ 他人の知的財産権を侵害しない・自分の知的財産権を侵害させないテクニック教えます～

中小企業
向け

大企業に従事する方のお申込みはご遠慮ください

参加無料
定員(先着順)
40名

企業の製品開発・販売において、他社の特許の存在を無視することはできません。知らずに他人の特許権を侵害してしまうと高額な損害賠償を請求されることもあります。一方で自分が特許権を持つ技術や商標権を持つ商品名が勝手に使われることもあり、その場合には適切な対処をとる必要があります。

本セミナーでは、中小企業の経営者、研究者・技術者、知財担当者等を主な対象に、他人の権利を侵害しない、あるいは、自分の権利を侵害させないテクニックについて具体例を交えて分かりやすく解説いたします。

受講料は無料です。ぜひご参加ください。

令和2年

1月27日 月 14:00～16:00

会場 前橋商工会議所 3階 「アイビー」
群馬県前橋市日吉町1-8-1

セミナープログラム ※プログラムの内容は予告なく変更になる場合もございます。予めご了承ください。

【前半】

特許・実用新案・意匠について、権利侵害しない・させないテクニックを分かりやすく解説します。

【後半】

商標を権利侵害しない・させないテクニックについて分かりやすく解説します。

講師紹介

羽鳥 亘(はとり わたる)氏 羽鳥国際特許商標事務所 所長 弁理士

1980年成蹊大学卒。1985年弁理士登録。東京三洋電機(株)特許部退職後、1987年羽鳥国際特許商標事務所を開業。群馬県知的財産戦略会議委員に唯一の弁理士として参画し、特許庁への手続きの留意点等を解り易くまとめた中小企業向けの「知的財産普及・啓発リーフレットの作成」を提言するなど「群馬知的財産戦略」の策定や「グッドデザインぐんま」選定に尽力。群馬で生まれ群馬で育った地元の弁理士として独立開所以来30年間に渡る群馬中小企業支援推進等の功績が認められ、平成28年度知財功労賞特許庁長官表彰を受ける。

柿原 希望(かきはらのぞみ)氏 羽鳥国際特許商標事務所 弁理士

群馬高専専攻科卒業後、羽鳥国際特許商標事務所に入所し、25歳で弁理士登録。同事務所の国内外の業務を10年以上担当し、県内中小企業の特許・商標等の出願・権利化から係争・訴訟対応まで、所長弁理士の指揮・監督の下、具体的な対応業務を行っている。特に中小企業等外国出願支援事業の経験が豊富。群馬県知的財産総合支援窓口専門家相談員、前橋商工会議所発明相談専門相談員、グッドデザインぐんま選定委員を務めている。